



令和6年度 新宿区教育委員会特別支援教育推進員 募集案内

この採用選考は、新宿区教育委員会特別支援教育推進員の採用予定者を決定するために実施いたします。

1 職種、採用予定数等

| 職種 | 職名 | 採用予定数 |
|-----|-----------|-------|
| 事務系 | 特別支援教育推進員 | 10名程度 |

2 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容

新宿区立小学校及び中学校における発達障害等のある児童・生徒の支援及び担任の指導補助

4 勤務場所

新宿区立小学校全29校及び中学校全10校のうちいずれか

5 任用期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

※ 期間を定めた任用であり、令和7年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

6 受験資格

次の（1）～（3）の要件のうちいずれか1つを満たすとともに（4）の要件を満たすこと。

（1）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する各相当学校の普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を有すること。（雇用期間の開始の日までに取得することができる見込みの者を含む。）

（2）公認心理士（公認心理師法 平成27年法律第68号）、臨床心理士（財団法人臨床心理士資格協会認定資格）、臨床発達心理士（一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構認定資格）又は学校心理士（一般社団法人学校心理士認定運営機構認定資格）のいずれかの資格を有すること。（雇用期間の開始の日までに取得することができる見込みの者を含む。）

（3）社会福祉士又は保育士の資格を有すること。（雇用期間の開始の日までに取得することができる見込みの者を含む。）

（4）心身共に健全で、意欲をもって職務を遂行できると認められること。

※ なお、学校、児童福祉施設等において児童・生徒への支援経験があることが望ましい。

※ **ただし、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。**

（1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者

（2）新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 選考方法、日時及び場所

(1) 第一次選考

| | |
|------|---|
| 選考方法 | 書類選考（採用選考申込書） |
| 結果発表 | 令和6年5月中旬 ※ 結果は合否にかかわらず申込者全員にお知らせします。 |

(2) 第二次選考

| | |
|-------|--|
| 日時・会場 | 日時 令和6年5月下旬～6月上旬 会場 新宿コズミックセンター内 ※ 詳細は第一次選考合格通知に記載してお知らせします。 |
| 選考方法 | 面接（個別面接） |
| 結果発表 | 令和6年6月中旬（予定） ※ 結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。 |

8 申込手続

所定の申込書に必要事項を記入し、下記のとおり提出してください。

申込書は、教育支援課で配布します。また、新宿区のホームページからもダウンロードできます。

なお、申込書類は一切返却いたしません。

| | |
|------|--|
| 申込方法 | 郵送または持参による。 <提出書類> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新宿区会計年度任用職員採用選考申込書 ・ 免許状、資格証明書等の写しまたは取得見込証明書 ・ 返信用封筒 <u>※サイズは長形3号で、ご自分の住所、氏名を記載し、84円切手を貼ったもの</u> <郵送の場合> <ul style="list-style-type: none"> ・ A4版が入る大きさの封筒に上記提出書類を入れ、<u>表に赤字で「特別支援教育推進員採用選考申込書」と明記し、簡易書留で郵送してください。</u>簡易書留によらないものの郵便事故については責任を負いません。 |
| 申込期間 | 令和6年4月22日(月) から 令和6年5月17日(金) (必着) ◆持参は上記期間の土曜、日曜、休日を除く午前8時30分から午後5時までとします。 |
| 申込先 | 〒169-0072 東京都新宿区大久保三丁目1番2号 新宿区教育委員会事務局 教育支援課 特別支援教育係 (新宿コズミックセンター 4階) |

9 勤務条件

| | |
|--------|---|
| 勤務時間 | <p>1日6時間30分（休憩時間を除く）</p> <p>月曜日から金曜日の間で週5日勤務</p> <p>※ 52週間につき1週間当たり30時間勤務となるよう勤務日を調整します。</p> <p>※ 休憩時間は60分です。</p> <p>※ 所定労働時間を超えて勤務することは原則としてありません。</p> |
| 休日等 | <p>週休日：原則として土・日曜日および所属長が指定する日（20日程度）</p> <p>休日：国民の祝日、年末年始</p> <p>※ 学校行事のある土・日・祝日は出勤していただく可能性があります。（その際は、週休日の振替や代休日の指定を行います）</p> |
| 休暇等 | <p>（有給休暇） 年次有給休暇、慶弔休暇等があります。</p> <p>（無給休暇） 病気休暇、母子保健健診休暇等があります。</p> |
| 報酬等 | <p>・月額 23万円程度（地域手当相当分を含む。）</p> <p>・通勤費用 上限額 月額55,000円の範囲内で支給</p> <p>・期末手当、勤勉手当支給（一定の要件あり）</p> <p>※ 給与改定等があった場合は、その定めるところによります。</p> <p>※ 昇給制度はありません。</p> |
| 加入社会保険 | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。 |
| 公務災害補償 | 地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。 |
| 服務 | 地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。 |
| 再度の任用 | <p>再度の任用の可能性 あり</p> <p>※ 任用期間満了後、同一の職務内容の職が設置される場合、再度任用される可能性があります。再度任用は公募を原則といたします。特例で公募によらない再度の任用を行う場合、連続4回が上限となります。</p> <p>※ 廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。</p> |

10 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

【問い合わせ先】

新宿区教育委員会事務局 教育支援課 特別支援教育係（新宿コズミックセンター 4階）

所在地：〒169-0072 東京都新宿区大久保三丁目1番2号

電話番号 03(3232)3074（直通）（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）